

国立大学法人改正法案 対照表（赤字は国立大学法人法の一部を改正する法律案に反映されていないことがら）

|                    |   |   |   |
|--------------------|---|---|---|
|                    | 国立大学法人法の一部を改正する法律案  | 「国際卓越研究大学の認定に向けたガバナンス改革と国立大学法人の規制改革の具体的な方向性について」2023年9月7日 | 総合科学技術・イノベーション会議「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」2022年2月1日   |
| 合議体の名称             | 運営方針会議  | 合議体   | 合議体(ガバニングボード)   |
| 合議体の権限             | ①中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項等(運営方針事項)の決議・決定(21条の5 1項各号)  | 以下の事項を決定<br>①中期目標への意見、中期計画の作成<br>②予算と決算の作成                | 中期目標原案への意見や中期計画の決定などを通じて、制度上は法人の経営と教学の両側面について最終的な意思決定権限を有する   |
|                    | ②学長に対する報告の義務づけ(3カ月に1回以上)(21条の6 1項)、運営が適切に行われていないと認めるときの措置(同2項)、学長へ改善措置・報告の要求(同3項)                           | 学長の法人運営を監督  | 合議体は中長期の経営戦略等の策定、執行部の業務執行の監督を行い、業務執行は法人の長に委ね、教学事項等に関するマイクロマネジメントは行わない                                   |
|                    | ③学長選考の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる(21条の8 2項)  | 学長選考・監察会議に学長の選考に関する意見                                     | 法人の長の選考・解任を行う   |
|                    | ④学長が解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長選考・監察会議に報告しなければならない(21条の8 1項)   | 学長が解任事由に該当する場合の報告   |   |
|                    | ⑤幹事に対する役員・運営方針委員が不正行為をした場合等の報告の義務づけ(21条の7)  | ---   | ---   |
| 合議体の組織             | 委員3名以上と学長(21条の4 1項)   | 委員3名以上と学長   | 構成員の人数は10名程度とすることが適当  |
| 合議体委員の任命・解任        | 学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命(21条の4 2項)<br>大臣の承認は、法人の申出に基づいて行う(同3項)<br>解任は大臣の承認を得た上で、学長が行う(同6項・7項)  | 委員は、学長選考・監察会議と協議の上、大臣の承認を得て、学長が任命・解任                      | ○合議体の構成員は文部科学大臣の任命とすることが適当<br>○現行の学長選考と同様に、構成員の選考に当たっては学内外同数の者による選考組織を設けることが適当                          |
| 学長選考・監察会議          | 存続  | 存続  | 廃止することが適当   |
| 合議体を置く国立大学法人       | ①理事7人以上の国立大学法人のうち事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するもの(特定国立大学法人)は運営方針会議を必置(21条の2 1項・2項)                                 | 一定水準の規模を有する法人は必置  | 「国際卓越研究大学」となることが見込まれる国立大学法人について、合議体等を導入するための法改正が आवश्यक   |
|                    | ②特定国立大学法人以外の国立大学法人は、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を設置することができる(準特定国立大学法人)(21条の9 1項)                                    | その他法人は選択制   |   |
| 長期借入金や債券発行できる費用の範囲 | 先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備についても可能とする(33条)  | 全ての国立大学法人に対する長期借入金や債券発行要件を緩和                              | 対象を土地・施設等以外に拡大することが考えられる。   |
| 土地等の第三者への貸付け       | あらかじめ文部科学大臣の認可を受けた貸付計画に基づいて土地等の貸付けを行う場合にあっては、現行制度上個別の貸付けごとに必要となる文部科学大臣の認可を要せず、届出によって行うことができることを可能とする(33条の4) | 文科大臣の認可を受けた土地の貸付計画に基づく個別の貸付に当たっては認可から届出に変更                | 国際卓越研究大学となる国立大学法人について高度な自律性や自主裁量を与え、迅速な事業実施が可能となるようにするため、例えば文部科学大臣の認可を不要とし、予め基準を示した上で、届出制とするなどの対応が必要である |
| 独自基金に係る繰越協議        | ---   | 合議体を設置する国立大学法人については、大学独自基金に係る繰越協議の適用除外も可能                 | 国際卓越研究大学となる国立大学法人においては、中期目標期間を超える繰越承認の手続きを簡素化した独自の基金(仮称)を設け、中期目標期間を超えて長期にわたって運用することが可能な制度を設けることが必要      |